

## 平成30年度事業計画

平成30年度は基本的に平成29年度事業内容を引き続き行う。

特に、公共施設及び一般家庭等の単独処理浄化槽（みなし浄化槽）の合併処理浄化槽への早期転換について、市町村整備事業の推進を含め、石川県や各市町に願います。

公共用水域の水質保全の為、新設浄化槽の未管理防止対策及び浄化槽関係者の技術力向上を目的とした講習会の開催や、また、災害協定についても引き続き取り組む。

### I 事業

#### [公益目的事業]

#### 1. 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査事業

- (1) 平成30年度は7条検査500基、11条検査23,000基の計23,500基（29年度計画；23,000基）を協会検査員9名及び委託検査員で実施する。
- (2) 浄化槽管理システムを活用し、効率的な法定検査を行うため、利用方法について検討を行う。
- (3) 未管理浄化槽撲滅のため、使用開始間もない新規設置者に対して「保守点検・清掃・法定検査」に関するパンフレットの送付や、「浄化槽使用開始報告書」の保健所への提出を促す作業など未管理を防ぐ対策を行う。
- (4) 法定検査の結果不適正と判定された浄化槽について、関係行政機関に報告を行い、また維持管理事業所と連携を図り改善に努める。
- (5) 指定検査機関として検査器具の定期点検により精度管理に努める他、検査結果のわかりやすい説明を行うことにより、県民の信頼確保に努める。
- (6) 指定検査機関東海北陸ブロック協議会等に参加し、検査員の検査技術の向上、専門的知識の習得及び組織強化のための情報交換に努める。
- (7) 環境省が検討している「基本検査」について情報収集に努める。

#### 2. 法定検査受検促進事業

##### (1) 浄化槽定期検査の未受検者指導事業

石川県が行う「浄化槽定期検査の未受検者指導事業」について、平成29年度に引き続き石川県及び各市町と連携し浄化槽法定検査の周知の実施。また、受検者確保のための必要な業務を行う。

##### (2) 維持管理事業所による受検促進事業

浄化槽使用者にとって身近な維持管理事業所から、法定検査の周知を行うことは受検促進に効果的なことから、平成30年度も維持管理事業所のご協力をいただき、日常の業務に併せて法定検査受検について説明を行っていただく。

#### 3. 浄化槽に関する普及啓発事業

##### (1) 浄化槽関係事業者に対する講習会等の開催

浄化槽メーカーや学識経験者等による浄化槽の適切な施工・維持管理に関する講習会や不適正浄化槽の改善方法を学ぶ講習会の開催などを行い、浄化槽の施工・維持管理・清掃関係者の技術向上を図る。

- (2) 県などが実施する普及啓発事業への参加、協力  
「いしかわ環境フェア」や「下水道フォーラム」、また市町が実施する環境イベントに参加し、浄化槽モデルの展示や合併処理浄化槽の適正な維持管理について、説明し県民へ普及啓発を行う。
- (3) 石川県合併処理浄化槽普及促進協議会において意見交換や講習会に参加し、市町村整備事業の推進、浄化槽維持管理費に対する助成制度の創設等について、理解を広める。
- (4) ホームページの充実、「浄化槽の日」の広報、受検者への資料の配布等により、合併処理浄化槽への転換や浄化槽の適正な施工・維持管理の普及啓発を図る。
- (5) 管工事協同組合等の支部担当者に対する浄化槽設置届出事務に関する研修等を行い、円滑な事務推進に努めるとともに、浄化槽や維持管理の重要性に対する理解を深める。

#### 4. 浄化槽機能保証制度事業

浄化槽に対する信頼と安心・安全の確保を目的に、(一社)全国浄化槽団体連合会(全浄連)で制度化された「浄化槽機能保証制度事業」を推進する。平成30年度の機能保証登録は200基を目標とする。

## II 公益法人としての組織整備等

### [公益目的事業・法人会計事業]

#### 1. 公益法人としての組織運営

公益認定法人として「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等に基づく組織運営を図り、社会的信用の向上に努める。

#### 2. 浄化槽に関する情報の収集、提供

- (1) 浄化槽に係る行政や業界の動向、他県関係機関の活動状況等の情報を収集し、組織運営に活用するとともに、ホームページや会員へのお知らせ等により情報提供に努める。
- (2) ホームページや啓発活動を通じて広く一般県民に対して、浄化槽の構造・機能等への理解促進及び協会の組織・活動状況のPRを行う。

#### 3. 会員の確保、功労者表彰の実施

- (1) 公益法人化を契機として、協会に未加入の関係事業者に対し積極的に加入案内を行う。
- (2) 浄化槽業界の発展向上に尽くし、他の模範となる者を表彰する。

#### 4. 災害協定

公益法人として、災害時における県民の公衆衛生の確保等を目的とし、「災害時における浄化槽の情報収集・住民相談に関する協定」の締結に取り組み、会員への締結内容の周知や情報収集等の適切な運用を図るための準備を進める。